

空調及び衛生設備等保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館（以下「発注者」という。）の空調及び衛生設備等（以下「本設備」という。）の保守点検を落札者（以下「受注者」という。）が行うことにより、その機能を常に適正に維持することを目的とする。

2 場 所

鳥取市西町3丁目202番地 県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館（わらべ館）

3 期 間

令和8年5月1日から令和11年3月31日まで（35ヶ月）

4 保守点検対象設備

別紙点検表のとおり

5 業務内容

業務内容は点検保守及び障害保守とする。

(1) 空調設備保守点検業務

- ・本設備の点検項目・回数は、別紙点検表を基準として、双方協議の上決定する。
- ・空調機のエアフィルター点検及び清掃・洗浄を含むものとする。（2回/年）
- ・冷温水発生器のブラシ洗浄は令和8年度は行わず、令和9年度にR-1を、令和10年度にR-2をそれぞれ行うものとする。

(2) 冷却水水質管理業務

- ・複合水処理薬品投入及び水質検査を実施すること（5回/年）。
- ・冷却水除菌・洗浄剤投入（レジオネラ属菌対策）及びレジオネラ属菌検査（1回/年）を実施すること。

(3) 収蔵庫（童謡・おもちゃ）の恒温恒湿管理業務

- ・収蔵庫の温度及び湿度は、温度＝18℃～22℃、湿度＝50%～60%を基準とする。管理についてはこの温湿度に留意し、異常があれば報告すること。

(4) 参考情報として、空調設備のうち、冷温水発生器（R-1、R-2）、冷却塔、冷却水用薬品注入装置、膨張タンク、全熱交換型換気扇（事務室、館長室、会議室）は、県発注工事により令和7年度に更新したため、令和8年7月31日まではメーカー保証のある状態である。

6 提出書類

- (1) 受注者は、年間計画書となる実施計画書を各事業年度の開始の日までに発注

者に提出し、その承認を受けなければならない。但し、発注者または受注者が、実施時期の変更の申し出を行った場合は双方協議の上、実施時期を変更することができる。

(2) 各業務終了後、速やかに受注者は「点検報告書」を発注者に提出すること。

7 負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な用水、電力は発注者の負担とする。

(2) 受注者は、保守点検に必要な範囲内で、発注者の施設を使用できるものとする。

(3) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている物を除き、受注者の負担とする。

(4) 保守に必要な消耗品または材料、油脂等は受注者の負担とする。

(5) 保守に係る作業は、受注者の負担とする。

8 障害保守（故障発生時の対応）

受注者は、本設備に故障や異常が発生したときは、発注者からの連絡により速やかに技術員を派遣し、原因を調査するとともに、正常な運転状態に復旧するため、調整、整備及び試験等必要な応急措置を講じるものとする。また、措置の状況及び再発防止に必要な措置について、発注者に報告するものとする。

9 その他

(1) 点検中又は点検終了後において、本設備に不良又は不備が判明したときは、受注者は速やかに発注者に報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じるものとする。

(2) 保守点検業務実施に当たっては、事故等が生じないよう十分な安全対策を講じること。

(3) 業務終了後は、作業場所及びその周辺を清掃すること。又発生したゴミ・不要物は受注者において処理すること。

(4) その他この仕様に定めのない事項については、その都度当事者間で協議し決定する。

10 適用除外

次に掲げる故障の場合は、本契約の適用除外とする。

(1) 発注者の不当な取扱又は故意若しくは重大な過失によって生じた故障。

(2) 発注者が受注者に協議することなく行った修理・改造により又は受注者の指定する部品以外の部品を使用して生じた損傷及び故障。

(3) 発注者が受注者に協議することなく行った機器の性能に影響を及ぼす設備の仕様変更、移設等によって生じた故障。